（地方長期資金等貸付額に係る借用証書の提出をしなかつた場合の手続）

第三十二条　地方公共団体は、財務大臣から第三十条の規定による財政融資資金貸付通知書の送付を受け、当該通知書に指定された貸付日の三営業日前（前条ただし書の場合にあつては貸付日）までに前条の規定による財政融資資金地方長期資金等借用証書の提出をしなかつた場合において、当該通知書に記載された地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、改めて財政融資資金地方長期資金等借入申込書を財務大臣に提出するものとする。この場合において、財政融資資金地方長期資金等借入申込書には、第二十九条第一項に規定する事業実施状況等調書の添付は要しない。

（元金の償還手続）

第四十一条　法人等又は地方公共団体は、証書貸付の方法により貸付けを受けた財政融資資金（特別会計に関する法律第六十六条第一項の規定に基づき財政投融資特別会計の財政融資資金勘定に帰属した貸付金（以下「帰属貸付金」という。）に係るものは除く。以下第四十一条の二、第四十二条及び第四十二条の二において同じ。）について法令又は約定により元金の償還をしようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金貸付金元金払込書に必要な事項を記載し、これに現金を添えて償還日に日本銀行本店又は指定店に払込むものとする。この場合において、本省資金にあつては長期資金（第四条第一項第二号に規定する借入れをいう。以下同じ。）及び短期資金（第四条第一項第二号に規定する借入れをいう。以下同じ。）の別に、地方資金にあつては地方長期資金等及び地方短期資金の別に作成し、また、償還期限を同じくする二口以上の元金がある場合には、法人等又は地方公共団体において特に支障がない限り、その合計額を償還をしようとする金額として当該払込書に記載するものとする。

［2～3　略］

（帰属貸付金に係る元利金の支払手続）

第四十二条の四　帰属貸付金について、法人等又は地方公共団体は、法令又は約定により元利金の支払をしようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金貸付金元金払込書・利子払込書に必要な事項を記載し、これに現金を添えて支払日に日本銀行本店又は指定店に払込むものとする。この場合において、本省資金にあつては長期資金及び短期資金の別に、地方資金にあつては地方長期資金等及び地方短期資金の別に作成し、また、支払期限を同じくする二口以上の元利金がある場合には、法人等又は地方公共団体において特に支障がない限り、その合計額を支払をしようとする金額として当該払込書に記載するものとする。

（法人等又は地方公共団体の名称変更等）

第四十七条

［一～二　略］

三　資金貸付予定額の決定後であつて地方長期資金等の貸付前に名称が変更されることとなつた場合

（普通地方長期資金等貸付額に係る借用証書の提出をしなかつた場合等の手続）

第三十二条　地方公共団体は、財務大臣から第三十条前段の規定による財政融資資金貸付通知書の送付を受け、当該通知書に指定された貸付日の三営業日前（前条第一項ただし書の場合にあつては貸付日）までに前条第一項の規定による財政融資資金普通地方長期資金等借用証書の提出をしなかつた場合又は第三十条後段の規定による財政融資資金借換通知書の送付を受け、当該通知書に指定された借換日の三営業日前（前条第二項ただし書の場合にあつては借換日）までに前条第二項の規定による財政融資資金普通地方長期資金等借用証書の提出をしなかつた場合において、当該通知書に記載された普通地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、改めて財政融資資金普通地方長期資金等借入申込書を財務大臣に提出するものとする。この場合において、財政融資資金普通地方長期資金等借入申込書には、第二十九条第一項に規定する事業実施状況等調書の添付は要しない。

（元金の償還手続）

第四十一条　法人等又は地方公共団体は、証書貸付の方法により貸付けを受けた財政融資資金（特別会計に関する法律第六十六条第一項の規定に基づき財政投融資特別会計の財政融資資金勘定に帰属した貸付金（以下「帰属貸付金」という。）に係るものは除く。以下第四十一条の二、第四十二条及び第四十二条の二において同じ。）について法令又は約定により元金の償還をしようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金貸付金元金払込書に必要な事項を記載し、これに現金を添えて償還日に日本銀行本店又は指定店に払込むものとする。この場合において、本省資金にあつては長期資金（第四条第一項第二号に規定する借入れをいう。以下同じ。）及び短期資金（第四条第一項第二号に規定する借入れをいう。以下同じ。）の別に、地方資金にあつては普通地方長期資金等、起債前貸等及び地方短期資金の別に作成し、また、償還期限を同じくする二口以上の元金がある場合には、法人等又は地方公共団体において特に支障がない限り、その合計額を償還をしようとする金額として当該払込書に記載するものとする。

［2～3　同上］

（帰属貸付金に係る元利金の支払手続）

第四十二条の四　帰属貸付金について、法人等又は地方公共団体は、法令又は約定により元利金の支払をしようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金貸付金元金払込書・利子払込書に必要な事項を記載し、これに現金を添えて支払日に日本銀行本店又は指定店に払込むものとする。この場合において、本省資金にあつては長期資金及び短期資金の別に、地方資金にあつては普通地方長期資金等、起債前貸等及び地方短期資金の別に作成し、また、支払期限を同じくする二口以上の元利金がある場合には、法人等又は地方公共団体において特に支障がない限り、その合計額を支払をしようとする金額として当該払込書に記載するものとする。

（法人等又は地方公共団体の名称変更等）

第四十七条

［一～二　同上］

三　資金貸付予定額の決定後であつて起債前貸等又は普通地方長期資金等の貸付前に名称が変更されることとなつた場合